

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（平成27年規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(支給範囲及び手当月額)	(支給範囲及び手当月額)
第2条 条例第18条第1項に規定する組合規則で指定する職員は、別表に掲げる職にある職員（以下「管理監督職員」という。）とし、管理職手当の月額は、同表に掲げる職にある職員につき、同表の職欄に掲げる職に対応する同表の区分欄に定める区分（事務局長が定める特に重要な職については、3種甲）に応じて、次の各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員につきは、当該額に条例第 <u>6条第17項</u> に規定する算出率を乗じて得た額）とする。	第2条 条例第18条第1項に規定する組合規則で指定する職員は、別表に掲げる職にある職員（以下「管理監督職員」という。）とし、管理職手当の月額は、同表に掲げる職にある職員につき、同表の職欄に掲げる職に対応する同表の区分欄に定める区分（事務局長が定める特に重要な職については、3種甲）に応じて、次の各号に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員につきは、当該額に条例第 <u>6条第12項</u> に規定する算出率を乗じて得た額）とする。
(1) 1種甲 <u>145,000円</u>	(1) 1種甲 <u>141,000円</u>
(2) 2種甲 <u>121,000円</u>	(2) 2種甲 <u>117,000円</u>
(3) 3種甲 <u>91,000円</u>	(3) 3種甲 <u>88,000円</u>
(4) 3種乙 <u>83,000円</u>	(4) 3種乙 <u>80,000円</u>
2 前項の規定にかかわらず、管理監督職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項（第22条の5第3項	2 前項の規定にかかわらず、管理監督職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項（第22条の5第3項

<p>において準用する場合を含む。) に規定する定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の月額は、別表に掲げる職にある職員にあっては、同表の職欄に掲げる職に対応する同表の区分欄に定める区分（事務局長が定める特に重要な職にあっては、3種甲）に応じて、次の各号に掲げる額に、それぞれ条例<u>第6条第17項</u>に規定する算出率を乗じて得た額とする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">(1)</td> <td style="width: 95%;">1種甲 <u>111,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td><u>93,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td><u>64,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td><u>61,000円</u></td> </tr> </table>	(1)	1種甲 <u>111,000円</u>	(2)	<u>93,000円</u>	(3)	<u>64,000円</u>	(4)	<u>61,000円</u>	<p>において準用する場合を含む。) に規定する定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の月額は、別表に掲げる職にある職員にあっては、同表の職欄に掲げる職に対応する同表の区分欄に定める区分（事務局長が定める特に重要な職にあっては、3種甲）に応じて、次の各号に掲げる額に、それぞれ条例<u>第6条第12項</u>に規定する算出率を乗じて得た額とする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">(1)</td> <td style="width: 95%;">1種甲 <u>108,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td><u>90,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td><u>62,000円</u></td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td><u>59,000円</u></td> </tr> </table>	(1)	1種甲 <u>108,000円</u>	(2)	<u>90,000円</u>	(3)	<u>62,000円</u>	(4)	<u>59,000円</u>
(1)	1種甲 <u>111,000円</u>																
(2)	<u>93,000円</u>																
(3)	<u>64,000円</u>																
(4)	<u>61,000円</u>																
(1)	1種甲 <u>108,000円</u>																
(2)	<u>90,000円</u>																
(3)	<u>62,000円</u>																
(4)	<u>59,000円</u>																

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

### (手当の内払)

- 3 この規則による改正前の職員の管理職手当に関する規則の規定に基づいて適用日からこの規則の施行日の前日までの間に職員に支払われた手当は、改正後の規則の規定による手当の内払とみなす。

### (施行の細目)

- 4 この附則に定めるものほか、この規則の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

### (職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 5 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（令和5年規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>[ 1 略] (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項、第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項（第22条の5第3項において準用する場合を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則第2条第2項の規定を適用する。この場合において、同項中「額に、それぞれ条例<u>第6条第17項</u>に規定する算出率を乗じて得た額」とあるのは「額（同条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該額に条例<u>第6条第17項</u>に規定する算出率を乗じて得た額）」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>[ 1 同左] (経過措置)</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項、第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項（第22条の5第3項において準用する場合を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則第2条第2項の規定を適用する。この場合において、同項中「額に、それぞれ条例<u>第6条第12項</u>に規定する算出率を乗じて得た額」とあるのは「額（同条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該額に条例<u>第6条第12項</u>に規定する算出率を乗じて得た額）」とする。</p>
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	